

予算総額 233億 2,202万円

福智のまちづくりスタート



その76%を占めています。日本における地方自治体の財政は、その多くを国などに依存することから「3割自治」と呼ばれてきました。自主財源が必要な支出のわずか3割しかないためです。そこでいうと福智町の自主財源はおよそ1割。しかも、基金を15億8千万円取り崩しています。さらに、町の借金にあたる町債は本年度だけで21億4千770万円。旧3町分を合わせた町債の残高は、今後の17年度決算で明らかにありますが、相当な金額が予想されています。今後、地方交付税をはじめとする依存財源は確実に減少しますので、今のままでは福智町の財政が破たんします。町長の施政方針にあるように、自主財源を増やすための取り組みや大胆な行財政改革が急務となっています。

歳入 は大きく「自主財源」と「依存財源」に分けることができます。自主財源は、町が自主的に収入することができます。町税、分担金・負担金、使用料・手数料などがあり、この自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性を確保することができます。今年度の福智町一般会計では37億4千150万円、およそ24%。しかし、このうちの繰入金、15億8千万円は、町の基金を取り崩した金額で、実質的な自主財源は21億6千150万円、全体の14%しかありません。一方、依存財源は、国や県の意思によって定められた額が交付される財源のこと、地方交付税、国・県支出金や地方債などがあり、今年度は116億397万円、全体のおよ

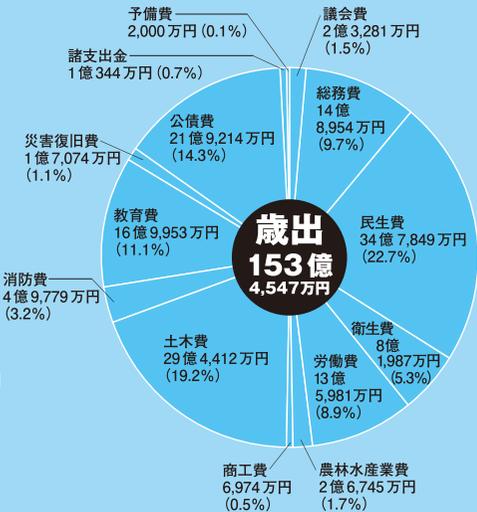
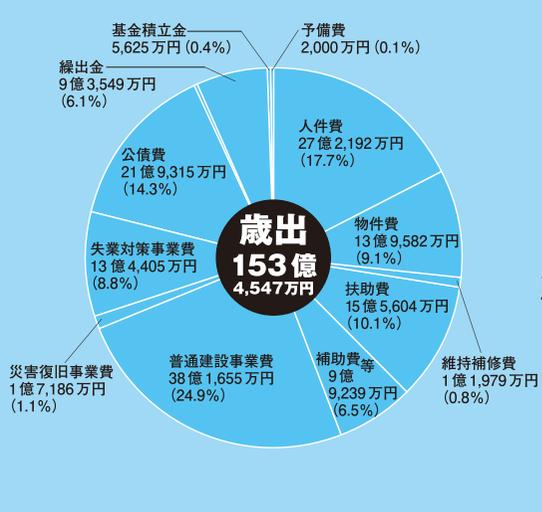
一般会計歳出

一般会計歳入

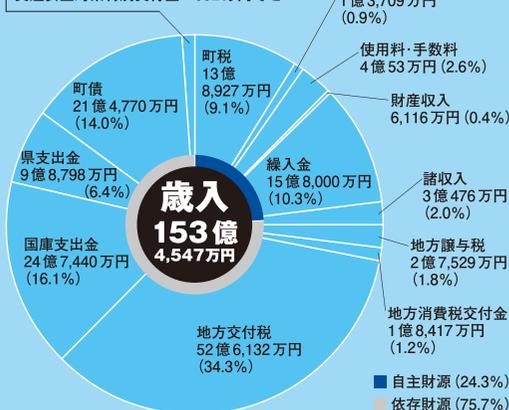
特別会計予算

【性質別】

【目的別】



利子割交付金…669万円 / 相当割交付金…221万円
自動車取得税交付金…8,246万円 (0.5%)
地方特例交付金…4,428万円 (0.3%)
交通安全対策特別交付金…592万円 など



特別会計	予算等金額	
老人保健特別会計	31億7,267万円	
宅地造成事業特別会計	583万円	
国民健康保険福智町立診療所事業特別会計	10億2,523万円	
同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計	3億7,073万円	
国民健康保険事業特別会計	26億2,535万円	
水道事業会計	収益的収入	5億9,562万円
	収益的支出	5億9,562万円
	資本的収入	193万円
	資本的支出	1億8,112万円

用語説明

【一般会計と特別会計】
地方公共団体の会計には、一般会計と特別会計があります。一般会計は、基本的に、全般的な経費を処理する会計です。特別会計は、特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区分して処理するための会計です。

【歳入】
地方公共団体が、その仕事を行うために必要な経費を賄うものが収入で、その団体の会計年度における一切の収入を歳入とします。
▼町税：住民の皆さんに納めていただく税金です。(町民税、固定資産税、たばこ税、軽自動車税など)
▼地方交付税：市町村の財政力に応じて国から交付されるお金で、普通交付税と特別交付税があります。地方交付税は、団体間の財政力の不均衡をなくし、どの住民にも一定の行政サービスが行えるよう、国税(所得税)、法人税、酒税、消費税及びたばこ税)として集められた財源のうち一定割合の額を、地方公共団体に再配分するものです。
▼町債：町の借入金(借金)で償還が2年以上にわたるものです。公共施設建設の用に一時に多額の経費を必要とし、かつ長期間にわたって利用できるもの財源に充てられます。
▼国庫支出金：市町村が行う特定の事業に対して国から交付されるお金で、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金の3つに分けられます。
▼県支出金：市町村が行う事業に対して県から交付されるお金で、通常は使途が特定されます。
▼繰入金：積立金(基金)の取り崩し金や他の会計から繰り入れたお金です。

【目的別歳出】
地方公共団体が行う事業を目的別に分類するもので、行政サービスの水準や行政上の特色などを知ることができます。
▼議会費：議会運営のための経費です。
▼総務費：行政全般の事務などに関する経費です。
▼民生費：障害者、高齢者に対する福祉の充実や子育て支援などの経費です。
▼衛生費：環境保全、疾病予防、健康増進などの経費です。
▼農林水産業費：農林業振興のための支援や生産基盤整備などの経費です。
▼商工費：商工業や観光の振興のための経費です。
▼土木費：道路や河川、公園、施設建設など社会資本整備のための経費です。
▼教育費：学校教育、生涯学習の充実、教育・スポーツ振興などの経費です。
▼公債費：事業を行うために借り入れた金(町債)の元金、利息や一時借入金(利子)を支払うための経費です。
▼諸支出金：他の支出科目に含まれない経費をまとめた科目です。各種基金への積立金、土地取得費等があります。
▼予備費：予算編成の際、予期しなかった支出に対応するための科目です。

【性質別歳出】

地方公共団体の経費は性質別に分類するもので、義務的経費、投資的経費、その他の経費に区分できます。義務的経費は、人件費、扶助費、公債費、支出が義務づけられている経費です。投資的経費は、道路や公共施設の建設といった行政水準の向上にかかわる経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費から構成されます。
▼人件費：議員報酬、職員給与などです。
▼物件費：賃金、旅費、交際費、需用費など消費的性質をもつ経費です。
▼維持補修費：道路や公共施設などを管理するために必要な経費です。
▼扶助費：社会保険制度の一環として、高齢者、児童、心身障害者などに対して行う支援のための経費です。
▼補助費等：町から他の団体などに対して行政上の目的から支払う経費です。
▼報償費(謝辞金等)、役務費(保険料等)、負担金、補助金及び交付金(助成金)などが該当します。
▼普通建設事業費：道路や公共施設の新増設に必要とされる経費です。
▼災害復旧事業費：災害で被災した施設などを復旧するための経費です。
▼失業対策事業費：臨時的に就職の機会を与えることを目的に、建設事業などを行うための経費です。
▼公債費：町の借入金などを償還するための経費です。
▼繰入金：財源運営を計画的にするための財源変動に備えて積立する経費です。
▼繰入金：一般会計、特別会計、基金との間で、相互に資金運用するための経費です。